

平成27年度政府予算案について

平成27年2月24日
自治財政局調整課

平成27年度予算フレーム

財務省資料

(単位:億円)

	26年度予算 (当初)	27年度予算			備 考
				26' →27'	
(歳 入)					
税 収	500,010	545,250	45,240		○ 平成26年4月からの消費税率8%への引上げに伴う税込増16,860億円を含む。
そ の 他 収 入	46,313	49,540	3,226		
公 債 金	412,500	368,630	△43,870		○ 公債依存度 38.3% (26年度 43.0%)
うち4条公債(建設公債)	60,020	60,030	10		
うち特例公債(赤字公債)	352,480	308,600	△43,880		
計	958,823	963,420	4,596		
(歳 出)					
国 債 費	232,702	234,507	1,805		
基礎的財政収支対象経費	726,121	728,912	2,791		
うち社会保障関係費	305,266	315,297	10,030		○ 社会保障の充実・公経済負担の増 5,826億円
うち地方交付税交付金等	161,424	155,357	△6,067		○ 地方税収の伸び等を反映。地方税、地方交付税等の地方の一般財源総額について社会保障の充実分等を増額。
計	958,823	963,420	4,596		

(注1) 社会保障関係費の26年度予算は、27年度予算との比較対照のため、組替えをしてある。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

主要経費別内訳

(単位:億円)

主要経費	26年度 予算(当初)	27年度 予算	増減額	増減率	備 考
社会保障関係費	305,266	315,297	+ 10,030	+ 3.3%	社会保障の充実・公経済負担の増 +5,826億円。
文教及び科学振興費	54,330	53,613	▲ 717	▲ 1.3%	下記科振費以外(文教関係費)については、退職手当減等による国大運営費の減▲68億円(運営費全体で▲177億円)、児童生徒数の減等に伴う義務教育費国庫負担金の減▲38億円、無利子奨学金事業の返還金額の増による影響▲53億円等。
うち科学技術振興費	13,372	12,857	▲ 515	▲ 3.9%	難病・小児慢性特定疾患のための新たな医療費助成制度創設による社会保障関係費への統合分(▲540億円)を除くと、実質的な伸びは+25億円(+0.2%)。
恩給関係費	4,443	3,932	▲ 511	▲ 11.5%	受給者の減少に伴う自然減。
地方交付税交付金等	161,424	155,357	▲ 6,067	▲ 3.8%	地方税収の伸び等を反映。地方税、地方交付税等の地方の一般財源総額について社会保障の充実分等を増額。
防衛関係費	48,848	49,801	+ 953	+ 2.0%	中期防対象経費 +383億円(+0.8%)。 その他、SACO・米軍再編関係経費等の増 +570億円。
公共事業関係費	59,685	59,711	+ 26	+ 0.0%	
経済協力費	5,098	5,064	▲ 34	▲ 0.7%	
(参考)ODA	5,502	5,422	▲ 80	▲ 1.5%	補正予算や円借款、国際機関への抛出国債の払い込み等を含む、政府全体のODA事業量は対前年度比で増額。
中小企業対策費	1,853	1,856	+ 3	+ 0.2%	
エネルギー対策費	9,642	8,985	▲ 657	▲ 6.8%	
食料安定供給関係費	10,507	10,417	▲ 90	▲ 0.9%	米の直接支払交付金等について、足下の実績を反映。
その他の事項経費	61,526	61,379	▲ 147	▲ 0.2%	
予備費	3,500	3,500	—	—	
合 計	726,121	728,912	+ 2,791	+ 0.4%	

(注1)26年度予算は、27年度予算との比較対照のため、組替えをしてある。

(注2)計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

平成27年度予算のポイント

経済対策・26年度補正予算や27年度税制改正とあわせ、経済再生と財政再建の両立を実現する予算

経済再生と財政再建の両立

- 地方の創生の観点から、「新しい日本のための優先課題推進枠」や地方財政計画における歳出枠も活用し、魅力あふれる「まちづくり、ひとづくり、しごとづくり」を推進。
- 「女性が輝く社会」の実現に向け、消費税増収分を活用し、子育て支援を充実（国・地方：0.3兆円→0.5兆円）。あわせて医療・介護分野の充実（国・地方：0.2兆円→0.8兆円）も可能な限り実施し、暮らしの安心を確保（消費税増収分（国・地方1.35兆円）等を活用した社会保障の充実：国・地方計1.36兆円）。
- 持続可能な社会保障制度の確立の観点から、介護サービス料金（介護報酬）をメリハリをつけて引き下げ、介護保険料の上昇を抑制、利用者負担を軽減（改定率：▲2.27%）。
- 事前防災・減災対策の充実や老朽化対策など国土強靱化を推進するとともに、財源を確保しつつ東日本大震災からの復興及び福島再生を更に加速化。
- 外交・安全保障の立て直しの観点から、外交予算を充実し、「地球儀を俯瞰する外交」を一層強力に推進。防衛についても、防衛力を着実に整備。

財政健全化目標の堅持

- P B赤字GDP比半減目標の達成を見込む。（なお、一般会計P Bも中期財政計画上の目標を達成。）
- 国債発行額（36.9兆円）は前年度から4兆円超の大幅な減額。21年度当初予算編成以来の30兆円台。

（参考）「中期財政計画」（平成25年8月8日閣議了解）

これらにより、国の一般会計の基礎的財政収支について、少なくとも、平成26年度及び平成27年度の各年度4兆円程度改善し、(略)これをもって、国・地方の基礎的財政収支赤字対GDP比半減目標の達成を目指す。

また、新規国債発行額については、平成26年度及び平成27年度において、それぞれ前年度を上回らないよう、最大限努力する。

各分野別の平成27年度予算の特徴①

地方創生

- 国の「総合戦略」等を踏まえ、「優先課題推進枠」も活用し、**0.7兆円を措置**（26年度補正予算とあわせれば1兆円超）。加えて、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする等の観点から、地方創生の取組に要する経費について、**地方財政計画の歳出に1兆円計上**（下記消費税増収分を活用した社会保障の充実とあわせれば当初予算・地方財政計画ベース（国・地方）で3兆円超）。
- （注）地方公共団体が求める新たな交付金は、26年度補正予算において先行的な仕組みを創設（1,700億円）。27年度に策定・推進される地方版「総合戦略」を踏まえ、28年度からの本格実施に向けて、その財源等も含め、検討。

社会保障

- 消費税増収分（1.35兆円）等を活用し、**27年4月から子ども・子育て支援新制度をスタート**させ、**待機児童解消加速化プラン**や**放課後児童クラブの充実**等を推進。また、**介護職員の処遇改善**や基金による医療介護の基盤整備、**認知症対策の充実**、国民健康保険の財政対策の充実、難病対策の充実など医療・介護サービスの提供体制改革を推進。
- **介護サービス料金（介護報酬）について、介護職員の処遇改善（月+1.2万円相当）や良好なサービスに対する加算**をいつつ**全体としては引下げ、介護保険料の上昇を抑制、利用者負担を軽減**（改定率：▲2.27%）。また、協会けんぽの国庫補助の見直し（国庫補助の安定化と超過準備金が生じた場合の特例措置）、生活保護の適正化を行うなど、**社会保障の「自然増」を徹底して見直し**。

公共事業

- **公共事業関係費は前年度同水準**（5兆9,711億円（+0.0%））としつつ、自然災害に対応するための**事前防災・減災対策を充実**するとともにインフラの修繕・更新といった**老朽化対策を計画的に推進**。効率的な物流ネットワークを整備し、**国際競争力を強化**。
- **整備新幹線**について、JRからの貸付料の前倒し活用等により、**国費の増額を極力抑制しつつ、建設前倒しを決定**（新函館北斗～札幌間：5年、金沢～敦賀間：3年）。

復興

- 中間貯蔵施設建設受入れによる除染作業の加速化を踏まえて、前年度を上回る除染等の原子力災害復興関係経費を計上することなどにより、**復興特会の歳出規模として前年度並みの水準**を確保（26年度補正予算とあわせて4.2兆円）し、**被災地の復旧・復興を加速化**。（26年度補正予算において繰り入れた25年度決算剰余金等により、必要な復興財源を確保）

各分野別の平成27年度予算の特徴②

外交・防衛

- 外務 → 外務省予算について、海外での日本研究支援等を通じて**戦略的対外発信を強化**。公館新設等を通じて**外交実施体制を拡充**。
- 防衛 → 防衛関係費について、中期防に基づき必要な手当を行い、**警戒監視能力を強化**するとともに、**沿岸監視体制を整備し、島嶼部攻撃への対応も強化**（中期防対象経費：+0.8%）。また、沖縄の基地負担軽減等のための在日米軍再編事業についても、着実に推進。

教育・科技・スポーツ

- 教育 → 小中学校の教職員定数は抑制しつつ、退職教員等を活用した補習指導員など外部人材を拡充。グローバル人材の育成、国立大学改革の推進、無利子奨学金や幼稚園就園奨励費の充実等、**「教育再生」に資する施策**に重点化。
- 科学技術 → 研究開発法人を中核とした**国際的な産学官共同研究拠点（イノベーションハブ）の構築**等システム改革を推進。
- スポーツ → 2020年オリパラ大会に向け、**選手強化事業につき**、毎年度の目標を設定し**PDCAサイクルを強化しつつ大幅拡充**。

農業

- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に沿って、**農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化など農業の構造改革**を引き続き推進。併せて、**米価下落への対応**に必要な予算（収入減少影響緩和対策等）を措置。
- ジャパン・ブランドの確立を通じた農林水産物の**輸出推進**や**6次産業化**の支援など**農林水産業の成長産業化**を推進。

地方財政

- 地方税収増等を反映して、地方交付税交付金等は減額（16.1兆円→15.5兆円）しつつ、**地方の一般財源総額を適切に確保**。
- 地方創生の取組に要する経費について、地方財政計画の歳出に**1兆円計上**（再掲）する一方、リーマンショック後の危機対応である地方交付税の**別枠加算**を地方税収等の動向にあわせ**減額**（0.6兆円→0.2兆円）し、平時モードの対応に着実に回帰。

27年度復興特会予算の概要

(単位:億円)

	26年度予算 (当初)	27年度予算	対前年度		備 考
(歳入)					
復興特別税収	7,381	3,436	▲ 3,945		
うち復興特別所得税	3,083	3,436	353		
復興特別法人税	4,298	—	▲ 4,298		復興特別法人税の前倒し廃止(25年度まで)による皆減。
一般会計からの繰入れ	7,030	5,882	▲ 1,148		26年度の特異要因(補助金返還金690億円、食料安定供給特会からの繰戻し328億円)が皆減したこと等による減。
税外収入	660	1,144	484		
復興公債金	21,393	28,625	7,232		
計	36,464	39,087	2,623		
(歳出)					
東日本大震災復興経費	29,543	32,269	2,726		26補正を含めた歳出規模(26補正0.3兆円+27当初3.9兆円=4.2兆円)は25補正+26当初(0.6兆円+3.6兆円=4.2兆円)と同程度。
うち復興関係公共事業等	9,163	9,872	709		
原子力災害からの復興(注2)	6,523	7,717	1,194		除染作業の加速化を踏まえた前年度を上回る除染等の原子力災害復興関係経費の計上。
地方交付税交付金	5,723	5,898	175		
東日本大震災復興交付金	3,638	3,173	▲ 465		配分実績等を勘案し27年度に執行可能な額を計上。
国債整理基金特別会計への繰入等	921	818	▲ 103		
復興加速化・福島再生予備費	6,000	6,000	—		
計	36,464	39,087	2,623		

(注1)計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

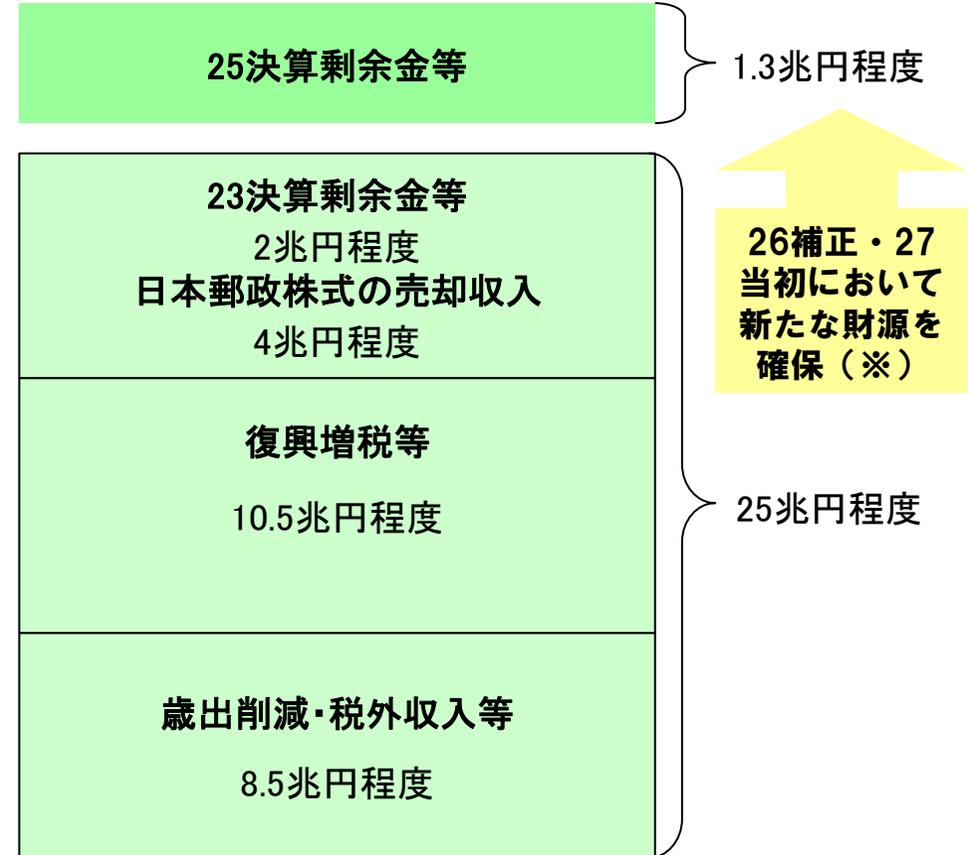
(注2)この費用は、一部を除き東京電力に求償する。

(注3)このほか、復興債償還財源として、財政投融资特別会計(融資勘定)積立金から5,500億円を国債整理基金特別会計へ繰入れ。

復興財源フレームについて

事業費

財源



- (注1) 上記の事業費には、原子力損害賠償法・放射性物質汚染対処特措法に基づき東京電力が負担すべき経費は含まれていない。
- (注2) 予備費については、予見し難い予算の不足に充てるため計上しており、財源を確保している。予備費が使用されれば、その分、事業費に追加されることとなる。
- (注3) 上記の事業費は、27年度予算政府案反映後のもの。本フレームの事業費は、27年度決算以降、最終的に確定される。
- (※) 26年度補正予算において25年度決算剰余金約0.8兆円、27年度予算において財政投融资特別会計（融資勘定）積立金約0.6兆円により財源を確保。

平成27年度の社会保障の充実・安定化について

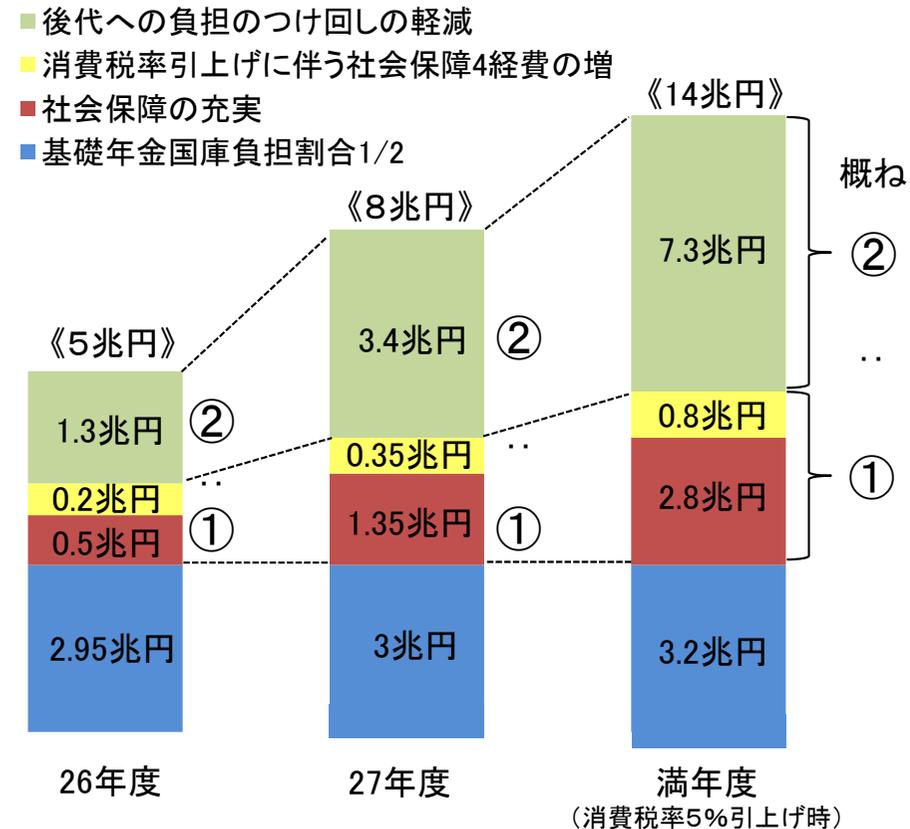
- 消費税率引き上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成27年度の増収額8兆円程度については、
 - ①まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3兆円程度を向け、
 - ②残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引き上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

〈27年度消費税増収分の内訳〉

《増収額計：8兆円程度》

○基礎年金国庫負担割合2分の1 (平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)	3兆円程度
○社会保障の充実 ・子ども・子育て支援の充実 ・医療・介護の充実 ・年金制度の改善	1.35兆円程度
○消費税率引き上げに伴う社会保障4経費の増 ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増	0.35兆円程度
○後代への負担のつけ回しの軽減 ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費	3.4兆円程度

(参考) 算定方法のイメージ



(注) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。

平成27年度における「社会保障の充実」の考え方

厚労省資料

○ 消費税率10%への引上げが平成29年4月に延期されたことに伴い、平成27年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分は、1.35兆円(※)となるため、施策の優先順位を付けることで対応する。

※ 消費税増収分のほか、社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用し、平成27年度の「社会保障の充実」の規模は合計1.36兆円

優先的に取り組む施策

① 子ども・子育て支援の充実

政府を挙げて取り組んでいる「すべての女性が輝く社会の実現」にとって重要な施策であり、平成27年4月から予定どおり新制度を実施する。

市町村計画の実現に必要な「量的拡充」に加え、0.7兆円ベースの「質の改善」をすべて実施するため、約5,100億円を措置

② 医療・介護サービス提供体制改革の着実な実施

団塊の世代が75歳以上となり、医療・介護等の需要の急増が予想される2025年に向け、医療・介護サービス提供体制の改革を本格的に進める。

地域医療介護総合確保基金について、医療分として前年度同額の約900億円に加え、新たに介護分として約720億円を措置
介護職員について月額1万2千円相当の処遇改善に必要な約780億円を措置
認知症施策等の推進のために約240億円を措置

③ 国保への財政支援の拡充

将来にわたり国民皆保険を堅持するため、喫緊の課題である国保制度の改革に必要な不可欠な国保への財政支援を拡充し、財政基盤の強化を図る。

低所得者対策の強化のための財政支援として約1,700億円を措置するとともに、財政安定化基金の創設のために約200億円を措置

限られた財源の中で上記の対応を行うための方策

○ 年金関係の充実(低所得者への福祉的給付、受給資格期間の短縮)について、法律の規定どおり、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に実施。

○ 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化について、2段階に分けて実施することとし、第一弾として平成27年4月からは特に所得の低い方々を対象に一部実施し(所要額約220億円)、消費税率10%への引上げ時(平成29年4月)に完全実施。

平成27年度社会保障の充実の内訳

※計数は精査中。四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(単位: 億円)

平成27年度社会保障の充実の項目	平成27年度 予算案	地方	
		国	地方
子ども・子育て支援	5,189	2,392	2,797
子ども・子育て支援新制度の実施	4,844	2,195	2,649
社会的養護の充実	283	142	142
育児休業手当	62	56	6
医療・介護	8,410	4,374	4,036
地域医療介護総合確保基金(医療分)	904	602	301
地域医療介護総合確保基金(介護分)	724	483	241
診療報酬の見直し	392	277	115
介護報酬の見直し(処遇改善等)	1,051	531	520
地域支援事業等の拡充	236	118	118
国保等の保険料軽減制度の拡充	612	0	612
国保への財政支援の拡充 ※財政安定化基金造成分含む	1,864	1,032	832
被用者保険財政支援	109	109	0
介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	110	110
高額療養費の見直し	248	217	31
難病対策・小児慢性特定疾患対策	2,048	894	1,154
年金	20	20	0
充実合計	13,620	6,786	6,833

<参考> 地方の内訳	
都道府県	市町村
1,304	1,493
1,199	1,450
101	40
3	3
3,123	913
301	0
241	0
67	48
285	235
59	59
459	153
416	416
0	0
55	55
31	0
1,208	▲ 53
0	0
4,427	2,406

<その他、消費税・地方消費税引上げに伴う公経済負担(地方分)として、885億円がある。>

注1) 上記の社会保障の充実(13,620億円)と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」(1,320億円)をあわせて一体的に、消費税増収分と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲1,422億円、うち国分: ▲1,143億円、地方分: ▲279億円)を活用して財源を確保。

注2) 国・地方合計の公費負担額は、注1)にある、①社会保障の充実の額、②簡素な給付措置の額、の合算値から、③重点化・効率化による財政効果分を控除して、13,517億円となる(四捨五入の関係で数値は一致しない)。同様に、地方分の公費負担額については、①に対応する6,833億円から、③に対応する279億円を控除することにより、6,554億円。なお、財政効果の地方分の▲279億円の内訳は、都道府県分が▲155億円、市町村分が▲124億円。

① 子ども・子育て支援の充実

▶ 平成27年度における地方団体の子ども・子育て支援事業計画の積み上げに基づく『量の拡充』のほか、子ども・子育て会議等において「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された『質の改善』事項(平成27年度必要額)をすべて実施するため、5,189億円を措置。

※計数は精査中。四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

(単位:億円)

子ども・子育て支援	公費負担	国費	地方費	うち単独(注1)	地方費の内訳	
					都道府県	市町村
1. 子ども・子育て支援新制度の実施	4,844	2,195	2,649	245	1,199	1,450
① 教育・保育給付	3,311	1,759	1,552	227	660	892
・施設型給付	2,290	1,249	1,041	227	407	634
・地域型保育給付等	1,021	510	510	0	252	258
② 地域子ども・子育て支援事業	1,533	436	1,098	18	540	558
・利用者支援事業	141	47	94	0	47	47
・放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	313	54	259	0	130	130
・地域子育て支援拠点事業	432	144	288	0	144	144
・一時預かり事業	254	85	169	0	85	85
・その他	393	106	287	18	135	153
2. 社会的養護の充実	283	142	142	0	101	40
3. 育児休業中の経済的支援の強化 (育児休業の給付率引上げによる給付費の公費増加分)	62	56	6	—	3	3
合計	5,189	2,392	2,797	245	1,304	1,493
1.2の再掲 量の拡充(待機児童解消加速化プランの推進等)	3,097	1,277	1,820	(注2) 51	889	931
質の改善(3歳児の職員配置の改善、私立保育所・幼稚園等の職員給与の改善等)	2,030	1,059	971	(注3) 193	412	559

注1) 地方費の「うち単独」とは、地方単独事業である公立施設分に要する経費のことをいう。

注2) 「量の拡充」のうち、「地方費(うち単独)」の51億円は、延長保育を未実施であった公立施設分における延長保育の実施に要する経費等。

注3) 「質の改善」のうち、「地方費(うち単独)」の193億円は、公立施設における3歳児の職員配置の改善に要する経費等。

② 医療・介護サービス提供体制の着実な実施

厚労省資料を
一部加工

団塊の世代が75歳以上となり医療・介護等の需要の急増が予想される2025(平成37)年を目途に、医療や介護が必要な状態になっても、できるだけ住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取組を進める。

I 介護サービスの充実と人材確保

(1) 地域医療介護総合確保基金(介護分) 724億円(地方負担241億円)

- 平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金(介護分)を活用し、介護施設等の整備を進めるほか、介護人材の確保に向けて必要な事業を支援する。

① 介護施設等の整備に関する事業

地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービスの施設の整備に必要な経費や、介護施設(広域型を含む)の開設準備等に必要な経費、特養多床室のプライバシー保護のための改修など介護サービスの改善を図るための改修等に必要な経費の助成を行う。(634億円)

② 介護従事者の確保に関する事業

多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善の観点から、介護従事者の確保対策を推進する。(90億円)

※基金の負担割合
国2/3 都道府県1/3

(2) 平成27年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善等 1,051億円(地方負担520億円)

- 介護報酬改定において、介護職員の処遇改善等を行う。
 - ・1人あたり月額1万2千円相当の処遇改善
(784億円<改定率換算で+1.65%>)
 - ・中重度の要介護者や認知症高齢者等の介護サービスの充実
(266億円<改定率換算で+0.56%>)

(参考:改定率)

改定率▲2.27%

(処遇改善:+1.65%、介護サービスの充実:+0.56%、その他:▲4.48%)

II 市町村による在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実 236億円(地方負担118億円)

- 平成30年度までに全市町村が地域支援事業として以下の事業に取り組めるよう、必要な財源を確保し、市町村の取組を支援する。

在宅医療・介護連携(26億円)

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進

認知症施策(56億円)

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や、地域支援推進員による相談対応等を行い、認知症の本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域の構築を推進

地域ケア会議(47億円)

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進

生活支援の充実・強化(107億円)

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進

※1 平成30年度からの完全実施に向けて段階的に予算を拡充。平成26年度予算では認知症施策及び生活支援の充実・強化に43億円を確保。

※2 上記の地域支援事業の負担割合は、国39%、都道府県19.5%、市町村19.5%、1号保険料22%(公費割合は78%)。

※3 併せて、介護予防・日常生活支援総合事業を推進する。

③ 国保への財政支援の拡充

平成30年度からの国保運営の見直しに向けて、財政上の構造問題解決のため、国保への財政支援を平成27年度から順次拡充し、平成29年度以降は毎年約3,400億円の公費投入を実施予定（平成27年度は1,864億円）。

1. 保険者支援制度の拡充

+1,664億円（国：832億円、都道府県：416億円、市町村：416億円）

○保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援について、消費税財源を活用して拡充を実施

<具体的な内容>

- ①2割軽減対象者についても、財政支援の対象とする
 - ②7割軽減・5割軽減の対象者数に応じた財政支援の補助率の引き上げ
 - ③財政支援額の算定基準を平均保険料収納額の一定割合から、平均保険料算定額の一定割合に変更
- ※ $\text{収納額} = \text{算定額} - \text{法定軽減額} - \text{未納額}$

→軽減対象者1人あたりの支援額 = 平均保険料算定額の15%（7割軽減）、14%（5割軽減）、13%（2割軽減）

※見直し前：軽減対象者1人あたりの支援額 = 平均保険料収納額の12%（7割軽減）、6%（5割軽減）

2. 財政安定化基金の創設

基金規模2,000億円（全額国費）※H27から積立を開始。H27積立額200億円

○財政の安定化のため、給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、都道府県に財政安定化基金を設置し、都道府県及び市町村に対し貸付・交付を行うことができる体制を確保。

<具体的な内容>

- ①貸付…各年度、財源不足額を貸付。原則3年間で償還（無利子）
 - ②交付…特別な事情が生じた場合、財源不足額のうち保険料収納不足額×1/2以内を交付
- ※ただし、下記部分は交付対象外
- ・都道府県が過去の収納実績に基づいて定める過去実績収納率を上回る部分
 - ・下限収納率を下回る部分

特別な事情に該当する場合…災害、景気変動等を想定（詳細は今後検討）

国民健康保険への財政支援の拡充

○ 保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援について、拡充を行う。

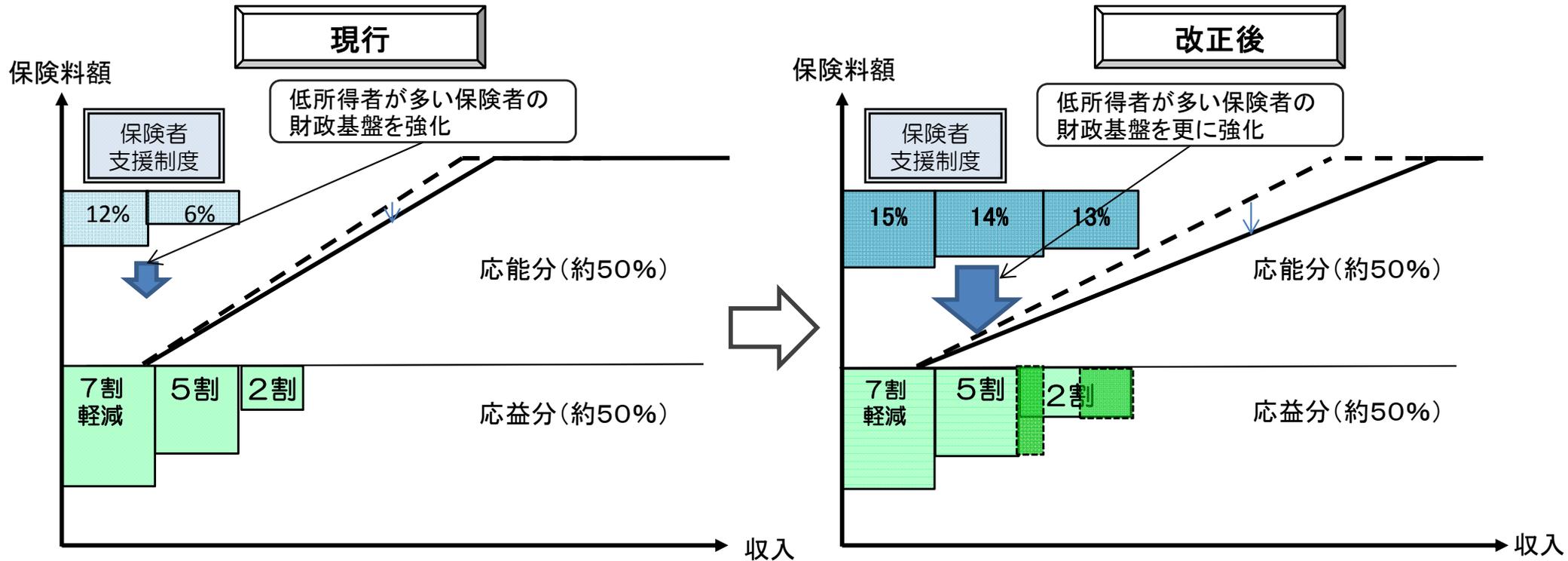
《拡充の内容》

- ① 現在、財政支援の対象となっていない2割軽減対象者についても、財政支援の対象とするとともに、軽減対象の拡大に応じ、財政支援の対象を拡大する。
- ② 現行の7割軽減・5割軽減の対象者数に応じた財政支援の補助率を引き上げる。
- ③ 財政支援額の算定基準を平均保険料収納額の一定割合から、平均保険料算定額の一定割合に改める。
※ 収納額 = 算定額 - 法定軽減額 - 未納額

【現行】 軽減対象者1人当たりの支援額 = 平均保険料収納額の12% (7割軽減)、6% (5割軽減)

【改正後】 軽減対象者1人当たりの支援額 = 平均保険料算定額の15% (7割軽減)、14% (5割軽減)、13% (2割軽減)

※ 所要額(公費) 1,664億円(国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4)



○ 財政安定化基金の創設

財政の安定化のため、給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、都道府県に財政安定化基金を設置し、都道府県及び市町村に対し貸付・交付を行うことができる体制を確保。

※ 所要額(国費)200億円(今後も積み増す予定)

「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」（国保基盤強化協議会）について

1. 協議事項

- ① 国民健康保険の財政上の構造問題の分析とその解決に向けた方策
- ② 国民健康保険の運営に関する業務に係る都道府県と市町村の役割分担のあり方
- ③ その他、地方からの提案事項

2. メンバー

○政務レベル協議

【厚生労働省】 厚生労働大臣、副大臣、政務官

【地方代表】 栃木県知事、高知市長(高知県)、井川町長(秋田県)(聖籠町長(新潟県))

○事務レベルWG

【厚生労働省】 厚生労働省保険局

総務課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、調査課長

【地方代表】 (全国知事会)… 山形県、栃木県、愛知県、鳥取県、愛媛県

(全国市長会)… 見附市(新潟県)、裾野市(静岡県)、高松市(香川県)、高知市(高知県)

(全国町村会)… 井川町(秋田県)、奥多摩町(東京都)、聖籠町(新潟県)、九重町(大分県)

3. 進め方

平成26年	1月31日	政務レベル協議
	2月	} 毎月1回程度 事務レベルWG(計7回)
	↓	
	7月	
	8月8日	政務レベル協議(中間整理)
	↓	} 毎月1回程度 事務レベルWG(計7回)
平成27年	2月12日	

国民健康保険の改革による制度の安定化（公費拡充）

国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充（約500億円）に加え、**毎年約3,400億円の財政支援**の拡充等を以下の通り実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

<平成27年度から実施>

- **低所得者対策の強化**のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充**（約1,700億円）**

<平成30年度から実施>

- **財政調整機能の強化**（財政調整交付金の実質的増額）
- **自治体の責めによらない要因**による医療費増・負担への対応（精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者等）
- **保険者努力支援制度（仮称）**・・・医療費の適正化に向けた取組等に対する支援
- **財政リスクの分散・軽減方策**（財政安定化基金の創設・高額医療費への対応等）等

- ・平成27年度から、財政安定化基金を段階的に造成（平成27年度約200億円）
- ・平成29年度には、**高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴い生じる国費を優先的に活用し、約1,700億円**

財政基盤を強化するため、公費の拡充とともに、以下の施策により、事業運営の改善を一層推進

- ・医療費の適正化に向けた取組の推進
- ・収納対策の推進
- ・賦課限度額の引上げ（平成27年度は4万円）
- ・被保険者資格の適用の適正化

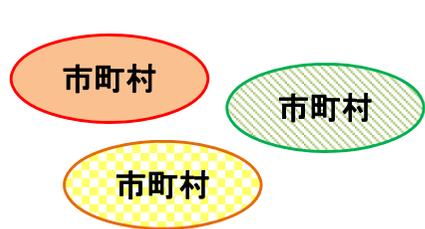
国民健康保険の改革による制度の安定化（運営の在り方の見直し）

○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
- ・保険料負担の平準化を更に進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と直接顔の見える関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】市町村が個別に運営



- ・国の財政支援の拡充
- ・都道府県が、国保の運営に中心的役割を果たす

（構造的な課題）

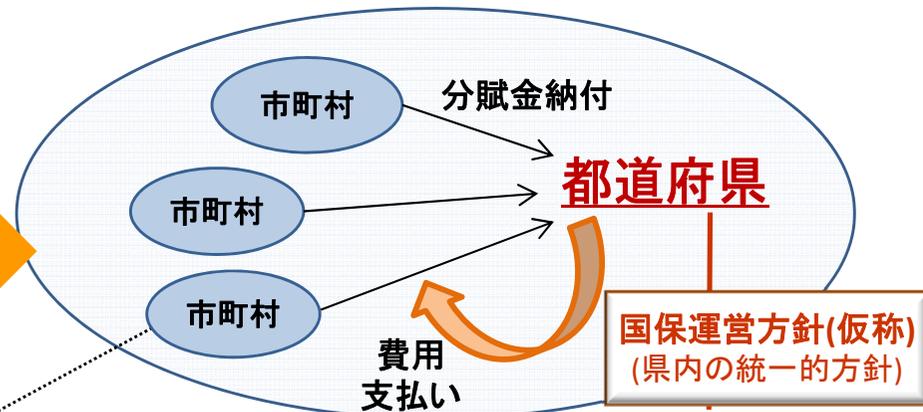
- ・年齢が高く医療費水準が高い
- ・低所得者が多い
- ・小規模保険者が多い

- ・資格管理（被保険者証等の発行）
- ・保険料率の決定、賦課・徴収
- ・保険給付
- ・保健事業

※被保険者証は都道府県名のもの
※事務の平準化、効率化、広域化を進める

○引き続き、地方との協議を進める

【改革後】都道府県が中心的役割



- ・財政運営責任（提供体制と双方に責任発揮）
- ・市町村ごとの分賦金決定
市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮することが基本
- ・市町村ごとの標準保険料率等の設定
- ・市町村が行った保険給付の点検、事後調整
- ・市町村が担う事務の平準化、効率化、広域化を促進

※国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す

国民健康保険の見直しについて (議論のとりまとめ)のポイント

平成27年2月12日

国民健康保険制度の基盤強化に関する
国と地方の協議(国保基盤強化協議会)
資料を一部加工

国民皆保険を支える重要な基盤である国民健康保険制度の安定的な運営が可能となるよう、厚生労働省は、以下の方針に基づき、必要な予算の確保、本年通常国会への所要の法案の提出等の対応を行う。

1. 公費拡充等による財政基盤の強化

○毎年約3,400億円の財政支援の拡充等により財政基盤を強化。

⇒これに伴い、被保険者の保険料負担の軽減やその伸びの抑制が可能。

I. 平成27年度から低所得者対策として、保険者支援制度を拡充(約1,700億円)

II. 平成29年度以降は、更なる国費 毎年約1,700億円を投入

- ①国の財政調整機能の強化—自治体の責めによらない要因(※)に対する財政支援の強化
※精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者 等 (700億円～800億円規模)
- ②医療費の適正化に向けた取組等(※)、努力を行う自治体に支援を行う「保険者努力支援制度」の創設
※例えば、後発医薬品使用割合、保険料収納率 等 (700億円～800億円規模)
- ③財政リスクの分散・軽減のため、財政安定化基金を創設(2,000億円規模)
- ④著しく高額な医療費に対する医療費共同事業への財政支援の拡充(数十億円規模)

○あわせて、医療費の適正化に向けた取組、保険料の収納対策等を一層推進し、財政基盤を強化。

2. 運営の在り方の見直し（保険者機能の強化）

○平成30年度から、都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに国保の運営を担う。

（1）都道府県

○都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営について中心的な役割を担うこととし、制度の安定化を図る。

- ・都道府県内の統一的な国保の運営方針の策定
- ・国保運営協議会の設置
- ・医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの分賦金(仮称)の額を決定（市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮することが基本）
- ・市町村が参考とするための標準保険料率等を算定・公表
- ・保険給付に要した費用を市町村に支払い
- ・市町村が行った保険給付の点検
- ・不正請求事案における不正利得回収等、市町村の事務負担の軽減 等

※国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す

（2）市町村

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、被保険者の実情を把握した上で、地域におけるきめ細かい事業を行う。

- ・保険料の賦課・徴収（標準保険料率等を参考）
- ・分賦金(仮称)を都道府県に納付
- ・個々の事情に応じた資格管理・保険給付の決定
- ・保健事業（レセプト・健診情報を活用したデータ分析に基づくデータヘルス事業等）
- ・地域包括ケアシステム構築のための医療介護連携 等

3. 改革により期待される効果

○小規模な保険者の多い従来の国保について、その運営の安定化を図り、全国の自治体において、今後も国保のサービスを確保し、国民皆保険を堅持。

① 地域医療構想を含む医療計画の策定者である都道府県が国保の財政運営にも責任を有する仕組み。

⇒これまで以上に良質な医療の効率的な提供に資する。

同一都道府県内に転居した場合、高額療養費の多数回該当に係る該当回数を引継ぎ。

② 財政安定化基金も活用しつつ、一般会計繰入の必要性を解消。

⇒保険給付費の確実な支払いを確保。

③ 標準システムの活用や統一的な国保の運営方針等により、市町村の事務遂行の効率化・コスト削減、標準化。

⇒事務の共同処理や広域化が図られやすくなる。

4. 今後、更に検討を進めるべき事項

○厚生労働省は、上記1.～3.を踏まえた新たな制度の円滑な実施・運営に向け、制度や運用の詳細について、引き続き地方と十分協議しながら検討し、順次、具体化を図る。

○また、高齢化の進展等に伴い今後も医療費の伸びが見込まれる中、国保制度を所管する厚生労働省は、持続可能な国保制度の堅持に最終的な責任を有している。国民皆保険を支える国保の安定化を図ることはきわめて重要な課題であり、その在り方については、不断の検証を行うことが重要である。その際には、地方からの提案についても、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論していく。

○今回の改革後においても、医療費の伸びの要因や適正化に向けた取組の状況等を検証しつつ、更なる取組を一層推進するとともに、医療保険制度間の公平に留意しつつ、国保制度の安定的な運営が持続するよう、都道府県と市町村との役割分担の在り方も含め、国保制度全般について必要な検討を進め、当該検討結果に基づき、所要の措置を講じる。

⇒今後も、厚生労働省と地方との間で、国保基盤強化協議会等において真摯に議論を行う。